

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 24 年 6 月 26 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 4 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後の初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の紹介をお願いしたいと思います。

(理事者紹介)

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 分

再開 午後 1 時 19 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「奥沢水源地について」

○(水道)整備推進課長

奥沢水源地について報告いたします。

まず、奥沢水源地の状況については、5月9日に当委員会の委員皆様に御視察をいただいたところではありますが、奥沢ダム の 堤 体 を V 字 状 に 掘 削 し、融雪期や大雨による出水に備えた水路を設置しており、現在、この水路ののり面を保護するための植生工事を8月末までに完成させる予定で進めております。

また、9月以降、ダム廃止に伴い、水利権を返上する必要があることから、ダム上流部の取水ゲートを撤去するなど、勝納川からの取水機能を停止する工事を行う予定であります。

次に、ダムの跡地を含む奥沢水源地の保存と活用についてであります。当委員会を含め市議会において御意見をいただくとともに、有識者や地元の町会関係者などからの御意見を伺うため、10名程度の委員で構成される検討委員会を設置し、あわせて庁内に関係する部局の課長職で構成する検討会議を設置、情報の共有を図るとともに、庁内からの意見も聴取したいと考えております。いただいた御意見を基に、来年の3月ころまでに、奥沢水源地の活用等についての基本的な方向性を基本構想案としてまとめてまいりたいと考えております。その後、広く市民の皆様からの御意見を伺うために、パブリックコメントを実施し、基本構想をまとめてまいりたいと考えております。

奥沢水源地は、水源としてのダムの機能を失いますが、創設水道施設を保存することにより、歴史的な水道施設であったことを後世に伝え、市民の皆様が親しまれる施設となるような活用を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第5号について」

○(建設)小林主幹

議案5号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

市営住宅条例の別表には、住宅ごとの整備年度と管理戸数を定めておりますが、現在、建設中のオタモイ住宅4

号棟が本年 8 月に完成し、供用開始することから、別表の公営住宅の部オタモイ住宅の項中、整備年度 24 年度、戸数 45 戸を追加し、戸数などを改正するものでございます。これにより、項目ごとの合計も 45 戸増えまして、市営住宅全体の戸数総計を 3,545 戸から 3,590 戸に改めるものです。

また、あわせて駐車場 14 区画を増設することから、オタモイ住宅駐車場の区画数を 85 から 99 に改めるものです。

なお、オタモイ 4 号棟への入居開始時期は 9 月 1 日からを予定しておりますが、施行期日につきましては、別に規則で定めることとしています。説明は以上でございます。

**○委員長**

「議案第 14 号について」

**○（建設）建築住宅課長**

議案第 14 号公営住宅改修工事若竹住宅 1 号棟の工事請負契約について説明いたします。

若竹住宅 1 号棟につきましては、本年 5 月 1 日に北海道から小樽市へ事業主体変更を行い、耐震補強及び改修工事について、5 月 30 日に入札を行っております。その入札の結果、阿部・西條・板垣共同企業体が落札し、契約金額は 3 億 2,655 万円となっております。

なお、当該工事につきましては、議決後、速やかに契約を締結し、着工したいと考えており、平成 25 年 7 月末に完成する予定になっております。

**○委員長**

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

**○新谷委員**

**◎陳情第 309 号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について**

最初に陳情第 309 号について伺いたいと思います。

この陳情の願意である住宅リフォーム助成に関する予算の増額なのですが、まず現在の申請件数とその金額、市の助成額、請け負う事業者数を教えてください。

**○（建設）建築住宅課長**

リフォーム助成制度の直近の申請状況についてでございますが、昨日現在で、申請件数が 54 件、申請された工事費の総額が 1 億 1,287 万 8,000 円、助成金の総額が 835 万 4,000 円、事業者数が 34 社となっております。

**○新谷委員**

34 社というと、登録事業者 90 からしたらちょっと少ないかなというふうに思うのですが、現在の助成金から見て、835 万 4,000 円ですから、100 件の受付と、それからそのほかに補欠も何件か救えるようになるのではないかと思います。いかがですか。

**○（建設）建築住宅課長**

委員がおっしゃるとおり、今の申請状況からいきますと、恐らく補欠者に対しても、何件かは補助の対象になるのではないかと予想をしております。

**○新谷委員**

補欠者には順番がついていて、その順番ということですが、やはり平等に行き渡るように予算の増額をすべきではないかなと思うのですが、全体 2,000 万円の助成のその経済波及効果というのは、概算でどのくらいになるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

まだ申請がすべて上がっておりませんので、具体的に工事費総額がどの程度になるかということはわかっておりませんが、単純に今回の助成制度の仕組みが工事費の10パーセントを補助金としておりますので、2,000万円という予算でいきますと、単純にその10倍、最低2億円以上の工事が市内業者に発注されることにはなるかというふうに思います。

ただ、この制度ができたことによって、新たに波及効果というのがどの程度出ているかというのは、現時点ではわかり知らない部分があるということでございます。

○新谷委員

それでも受付期間は短かったのですけれども、その期間の中でそれだけの申請があったということは、待ち望まれていたことですから、やはり経済効果はあると思います。

今、2,000万円の予算で単純に2億円以上の効果額があるということなのですけれども、これが全額助成になると5億数千円ですか、陳情者の方も言われていましたけれども、そうなる経済波及効果は、もっと大きくなるというふうに思うのですが、住宅リフォーム助成制度のそもそもの目的は市内経済の活性化です。それで、当然90社のうち34社しか当たっていないということなのですが、私の知り合いの建築業者は7件申請して5件当選したということですので、その方は非常に運がよかったというふうに思うのですが、これだけ多くの業者が登録して、今後はさらに登録も多くなるかもしれません。そういう中で、34社というのは本当に少ないですし、こういう数からしたら、市内経済の活性化につながるのかなという疑問があります。市長の重点施策が経済雇用対策ということですし、今、低迷している建築業者に仕事が回っていくためにも、これぐらいの数では経済活性化の目的は達せられないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

ただいま54件の申請で事業者数が34社ということで、90社の登録業者数に対して少ないのではないかと御質問ですが、委員のお話にもありましたように、1社でたまたま今回、抽選の結果、複数件の工事を請け負われているところがあるということで、これにつきましては、あくまでもその公正な抽選の中で当選者が決定されておりますので、それにたまたまその業者が複数持たれたのだろうということでございますので、その件に関して数を多くするというについては、我々のほうでは何ともできない部分があるのかなというふうには思っていますが、業者数を増やすということに関しては、この制度上、あくまでもその予算の範囲内の事業ですので、その中で請け負っていただくということになるものと思います。

○新谷委員

いや、それは多かったというか、当たらないという問題ではなくて、やはり90社の登録業者すべてにとは言いませんが、より多くの事業者に仕事が回ることによって制度の目的が達せられるのではないかと思うのです。

それと、先ほども言いましたように、何件か補欠の人も救えるのであれば、できたらこの補欠になっている人も全部助成できるように、何とか増額してほしいというふうに思うのですけれども、市長の意志もかたいようだけれども、原課の努力も私は大事だと思うのですよ。

それで、来年度からは社会資本整備交付金が該当するかどうか、よく調査をして道にも相談してみるという、予算特別委員会での川畑委員への答弁がありました。今言ったように、何にも原課の粘り、努力が私は大事だと思いますので、ぜひ少しでも目的を達せられるように頑張ってくださいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

原課の頑張りが足りないということなのですが、本会議でも市長から答弁させてもらいましたが、何分今後とも、厳しい財政状況であることには変わりありませんので、現時点ではなかなかその予算の増額について具体的に申

し上げることがなかなかできないというふうに思っております。原課として努力をしてほしいということですが、努力はしていきたいと思いますが、結果としてどういったことになるかということまでは、現時点では申し上げられないということでございます。

あと、交付金の導入につきましては、先ほど委員のほうからお話がありましたように、今年度の実績を踏まえた上で、北海道と改めて相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○新谷委員

そういうことで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

◎陳情第311号旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について

次に、陳情第311号旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方についてですが、空き家については大変憂慮をして、早急な対策を要望しているところですが、本定例会でもそれぞれの会派からたくさんの質問がありました。

それで、この陳情箇所の建物は、いつから廃屋になっているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

旧手宮線沿線の建物がいつから廃屋になったかということでございますけれども、建築指導課ではいつから廃屋になったかということにつきましては、押さえておりません。

ただ、平成9年に、消防本部のほうからこのような空き家の情報がありまして、廃屋があるということは把握しておりました。

○新谷委員

そうしましたら、廃屋になった時期など把握できないほど古い建物だというふうに理解します。

それで、北海道町村会法務支援室が廃屋対策について紹介しておりますけれども、廃屋が引き起こす問題として、大きな項目で3点挙げておりますが、その内容について説明してください。

○（建設）建築指導課長

廃屋が引き起こす問題ということでございますけれども、まず第1点目としましては、良好な景観の阻害、これは訪れた観光客に不快感を与える、それから観光地としてのイメージダウンなどが挙げられると思います。

二つ目としましては、生活環境への影響、これは壊れた破片の落下、騒音の発生、積雪による落雪、廃屋の倒壊などが挙げられます。

三つ目としましては、安全な生活への阻害、これは青少年犯罪等事件発生の可能性があるということ、火災の危険がある、このようなことでございます。

○新谷委員

今、建設指導課長からお聞きしたことは、陳情を提出した方の意見とまさに一致をしております。旧手宮線を活用したまちづくりを進めている市としても、同様の認識でしょうか。

○（建設）建築指導課長

同様の考えでおります。

○新谷委員

まちづくり推進課はどうですか。

○（建設）まちづくり推進課長

同様の考えでございます。

○新谷委員

同様の認識だということですね。

それで、本会議の答弁では現在、市の倒壊危険建物が36件あるということでしたけれども、ここは当然入ってい

ますでしょうか、いかがですか。

○（建設）建築指導課長

36件の中に入っております。

○新谷委員

消防本部のほうに聞きましたら、平成12年から1件に対し、18年からは2件に対し、危険建物としての指導を行ってきたと聞いておりますが、建設部としては、平成9年、消防本部のほうから聞いているということですが、どういう対応をしてきたのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

これまでの対応についてでございますけれども、まず所有者とお会いしまして、現状は廃屋状態で危険な建物であるということから、最終的には解体していただきたいと、こういったことでいろいろ話し合いをしてきているところでございます。その中で、やはり所有者が亡くなって相続人等を探さず、なかなかうまく撤収ができないという状況があったということは聞いています。

○新谷委員

今、なかなかうまくいかないということをお聞きしましたが、何が一番問題なのですか。

○（建設）建築指導課長

所有者とお話しをする中で、第一に出てくるのは、経済的に、金銭的にできないのだと。高齢になってなかなかお金がないので解体できないのだという話が、一つあります。それともう一つは、建物が長屋形式になっていて、1軒が解体しようと思っても、隣が廃屋状態なものですから、一つを壊すと隣にも影響するというので、なかなか一緒にやれないということが言われています。そういった二つの点が大きな問題となっていると思います。

○新谷委員

ここでもう一度お聞きしますが、北海道町村会の法務支援室で、この問題解決のための課題として三つ挙げております。一つは、所有権などの権利関係の整理、二つ目に経済的支援、それから三つ目に公費投入の是非を挙げておりますけれども、1つ目は、今、所有者と面接をしているということで、問題点も挙げられました。この廃屋の所有者全部に当たられているのですか。

○（建設）建築指導課長

現在、あそこの建物は3戸長屋、そして通路があって4戸長屋となっているのですけれども、全部で7名の所有者がおります。7軒のうち6軒について所有関係が判明しております。

○新谷委員

あと1軒について、そのめどはどうですか。

○（建設）建築指導課長

あと1軒については、今、登記簿を取ったりして調査中でございます。

○新谷委員

いずれわかるということでよろしいですか。

○（建設）建築指導課長

はい。

○新谷委員

それで、最も危険な建物を私も見てきておりますけれども、これらの所有者はお金があるかないかは別としても、撤去の意思はありますか。

○（建設）建築指導課長

いろいろな方とお話しをする機会はあるのですけれども、ある方はやはりやりたいという気持ちを持っている方

もいました。ただ、先ほども言いましたように、隣が非常に危険な状態で、自分のところを壊してしまうと、そっ  
ちのほうにも影響するというような話があったりしまして、なかなかそれ以上進まないということでございます。

**○新谷委員**

市でもかなり長い間、倒壊危険な建物として認識しているわけですがけれども、建築基準法第10条による行政処分、  
これはちょっときついことですがけれども、そういう撤去もできるというふうになっておりますが、その点は可能で  
しょうか。

**○（建設）建築指導課長**

建築基準法第10条の中で、保安上危険な建築物に対する措置が行えるわけですし、特定行政庁は建築物の敷地、  
構造、設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、この建物の除却、  
増築、こういった保安上又は衛生上必要な措置がとれるという規定でございまして。いわゆる委員のおっしゃって  
いるのは除却までどうなのかということですが、この第10条は勧告して、そして勧告に従わなかった  
ら命令をかけて、命令に従わなければ、最終的には第9条の行政代執行ということになると思います。

ただ、あくまで危険建物というのは、所有者、管理者が本来適正な管理を行ってれば、それで済むわけな  
のですけれども、そうでない建物について、第10条の規定を出せるかという話については、なかなか難しいというふう  
に考えております。

**○新谷委員**

ここで改めてお聞きしますが、旧手宮線は市の施策でいろいろと観光面だとか、それからまちづくりの点  
で位置づけられておりますけれども、市の施策でどのようにどれぐらい重要なところだと位置づけられてお  
りますか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

旧手宮線につきましては、その沿線には北運河や旧日本郵船、これらにまた歴史的建造物とか、そういった多く  
の観光スポットがございまして。これらを有機的に結びつけて回遊性を高めるということが中心市街地の活性化に非  
常に大きく貢献するという事で、総合計画にも位置づけられておられ、中心市街地活性化基本計画にも位置づけ  
られておられます。

**○新谷委員**

先ほど北海道町村会の法務支援室の課題の整理の二つ目、経済的支援なのですが、撤去の意思はあるので  
すけれども、金銭的に大変だと。資力がない場合は、客観的に公益上必要と認められる場合は、撤去費用の一部を  
補助できるとありますけれども、それは可能ではないでしょうか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

このホームページで紹介されています解決策ということであれば、経済的支援による撤去ということで、全国  
的にもやられているケースはございます。一概には言えませんが、そういった解決策もあります。ただ、この場合、  
やらないほうが得をするというようなモラルハザードとしての指摘もございまして。ただ、本市では、そのような制  
度を、今持っておりませんので、こうした対応というのは難しいかと思っております。

**○新谷委員**

やらないほうが得をするという場合もあるとはどういうことなのですか。

**○（建設）まちづくり推進課長**

先ほど建築指導課長から答弁をしたとおり、こうした廃屋については、所有者の方に要請して解体してもらう、  
それは当然自己負担ということになります。ただ、助成という話になりますと、それを見越して、我々が要請して  
も、こういう助成がもらえるかもということで解体の時期をずらす、そういったモラルハザードが間々見られると  
いうことでございます。

### ○新谷委員

モラルハザードの面もありますけれども、今聞いたように、旧手宮線というのは、非常に小樽市の中心部におけるまちづくりの計画上重要な位置を占めていて、公益性もあるというのであれば、解体費用の見積りは費用を要しないということですから、それぐらいは見積もって、相手にこれぐらいという金額も示しながら、市も補助するというふうにして、早くあそこを撤去しなかったら、本当にイメージダウンもいいところですし、危ないし、強い風が吹いてきてけがでもさせたら大変なことになりますよね。ですから、そういう点では、もっと踏み込んで考えていけないのか、どうでしょうか。

### ○（建設）まちづくり推進課長

見積りの点につきましては、費用もかからないので、市のほうがそういった協力をしまして、見積り等をとって参考にするということはあると思います。

また、その他の措置、対応ですが、現在、所有者へ要請しております。そしてまた、安全上、人止めのさくも設置しております。今、我々が持っている現行制度の中では、ほぼやれることはやっているということでございます。民間の建物に対してどこまで踏み込めるかというのが、本当に非常に大きな問題でございまして、その辺は非常に苦慮しているところですが、そういう民間の建物に対して手を出すというのはなかなか難しいというふうに考えております。

### ○新谷委員

確かにそういう問題はあると思いますが、公益的に非常に重要な場所だということを前提にすれば、陳情されている皆さんも無理難題を言っているわけではなくて、市が所有者ないし相続権利者との話し合いをしている間に、人の立入りができないような対策を施してほしいと。そして、観光都市としての小樽の活路を見いだす施策にふさわしい措置を講じることというふうにあるのですが、あそこに確かにさくはあるものの、あれだけでは立ち入ると言っても入ることができますし、もしかして崩れてくるかもしれないものをとめることはできないのではないかなと思うのです。もっと対策が必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

### ○（建設）まちづくり推進課長

今、述べましたように、我々の敷地の中で必要最小限度の方策として、人止めのさくにしています。それはかくぐれるという話で、その間を抜けられるのではないかという話なのですが、それはあくまで意思表示として、それで我々としては必要最小限度、人止めということで考えています。

### ○新谷委員

それはわかります。市としての最小限度の意思表示だということはわかりますけれども、入る人はどんなことがあっても入るわけですね。ですから、どういう方法がいいのかということは、高い塀をつくるとか、いろいろできることはあるのではないかなと思いますけれども、それは皆さん方が専門家ですので、考えていただけると思うのですけれども、現在、空き家対策の庁内連絡会議が開かれております。ここで、どういうことができるのか、その辺をしっかりと関係機関とも連携して話し合って、一刻も早い対策をとっていただきたいのですが、その点についてはいかがですか。

### ○建設部小紙次長

この危険家屋につきましては、以前にも各会派の皆様からいろいろ御指摘をいただいておりますし、私どもとしてもその対策について、できるだけ早く何ができるか、具体的にどうしなければならぬかというあたりの検討を、これまでも進めてきているところであります。

本会議でも御質問にお答えしていますけれども、この廃屋の問題は、今の陳情にあったところだけでなく、旧手宮線でも、山口委員からも再三御指摘をいただいている場所もありますし、そのほか市内の36か所随所に廃屋があると、危険家屋があるということも承知しておりますので、市として、今、課長のほうから答弁させていただき

ました措置以外に、どういうことができるかということも含めて、北海道あるいは建築士会とか、そういう団体とも、現在、対策について検討をしているところでございますので、その結果を見ながら、あわせて市としても庁内議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

#### ○新谷委員

市内随所に空き家があり、危険なところも36か所とたくさんあるのは、わかります。ただし、一つ一つの背景にある、例えばこの今出ている陳情のように、公益性があるかどうかとか、やっぱり違うと思うのですよね。山口委員の質問もまた趣旨がちょっと違いますし、やはり個々に問題が違うと思います。

今回は市民の方が大変心配してこのように陳情を出されたわけですから、やはりこの要望にこたえる形で、並列的にしないで取り組んで、ぜひ安全対策を講じて、早く解決するように要望いたします。

最後に、御答弁をお願いします。

#### ○建設部小紙次長

趣旨は十分理解しているつもりでございます。繰り返しになりますけれども、何が問題かということ、個人の財産に行政としてどこまで介入していいのかということ、その1点でございますので、その辺をどういう形で解決していくか、これからも研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

#### ○新谷委員

##### ◎塩谷地区の市営住宅について

時間がなくなりまして、通告していることがまだまだあるのですけれども、資料も出していただきましたので、募集後の空き住宅状況について伺いたいと思います。

最初に、単身世帯の入居者の希望が多いのですけれども、ここ3年間の募集倍率をお示してください。

#### ○（建設）小林主幹

3か年の募集状況ということでございます。一般住宅、特定目的住宅に分けて説明をいたします。

まず、平成21年度ですけれども、一般住宅の募集倍率は10.6です。特定目的住宅については12.8。平成22年度につきましては、一般住宅が18.8、特定目的住宅については26.3。平成23年度が、一般住宅が23.2、特定目的住宅が29.6でございます。

#### ○新谷委員

資料で見ますと、塩谷住宅のあきがもう圧倒的に多いですね。小樽市でも、この塩谷住宅については、随時募集しておりますけれども、なぜ入らないのかということです。地元の方が、やっぱりこの住宅があいていることを心配しているのです。もっと入ってほしいということで、塩谷のよさのPRについて仕方が足りないのではないかと。塩谷に住んでいてよかったと思っているので、PRをもっとしてほしいのだという声が上がっております。

それで、平成14年、ちょっと古いのですけれども、都市計画マスタープランを作成したときに、地域の特性や住民の声をまとめておりますけれども、それについて紹介してください。

#### ○（建設）都市計画課長

塩谷地区においての市民の声といたしましては、塩谷地域の宝物としては、海、山の自然や歴史を挙げてございます。また、地域のイメージといたしましては、海や山の豊かな自然に囲まれた農業、漁業が盛んな地域と感じております。さらに、将来も自然を大切にしていける地域を望んでいるなどの意見がございました。

#### ○新谷委員

このように、住んで大変いいところだと。ちょっと買物するには不便だけれどもというのですが、交通の便としては、塩谷海岸行きや、ほかに余市行きのバスもあって、そのバスにも乗れるので、交通の便はすごくいいというのですよね。そういう点で、もっと利点をPRして、空き住宅の解消に努めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

塩谷住宅の募集状況については委員も御存じだと思いますけれども、まち場と違いまして、病院あるいは買物、こういった部分で他の住宅と違ってちょっと不便だというお話は、入居者の方からいろいろ聞いております。しかしながら、塩谷については自然豊かな地域でもありますので、こういった形で募集に結びつけていけるか、研究してまいりたいと、そのように思います。

○新谷委員

それで、先に単身世帯の募集倍率を聞いたのですけれども、結構高くなっています。塩谷のほうでもいいということなのですが、残念ながら 3DK なので入れないということなのですね。しかし、これを見てみると、3 年ぐらいいあいているところもありますし、この際 3DK も単身世帯の応募を拡大するというふうにして入居者を増やしていく、そのほうがやっぱり市にとっても家賃の収入にもつながるわけですからいいのではないかと思いますけれども、その辺について、ぜひ検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○（建設）小林主幹

住宅につきましては、いわゆる世帯の人数に合わせた住宅というのが基本でございます。したがいまして、ミスマッチというのは基本的には認められないというふうを考えておりますけれども、塩谷住宅につきましては、募集倍率が低い、こういった状況がありますので、他都市の状況もちょっと見ながら研究してまいりたいというふうを考えています。

○新谷委員

◎議案第 5 号及び第 14 号に関連して

議案第 5 号及び第 14 号に関連してなのですけれども、オタモイ 4 号棟の建設で、平屋の住宅から住替え希望の世帯数、それから残りは何世帯か。事前の聞き取りでは、残りはほとんどいないということなのですが、今、単身世帯の倍率も高いですし、住宅も老朽化して、かなり住むにはひどいと言ったら失礼なのですけれども、そういうところもあります。

それで、公共賃貸住宅長寿命化計画では平成 26 年、27 年に 5 号棟の建設をすることになっておりますけれども、これをほかの地域、募集倍率の高い地域での改築やまた新築に回したほうがよいのではないかなと思いますが、この点についてお聞きます。

○（建設）建築住宅課長

今、委員おっしゃられたとおり、オタモイ 4 号棟が完成いたしますと、現在、オタモイの簡易住宅にお住まいの方は全員住替えが完了するということございまして、そうなった場合に、今、長寿命化計画で計画されておりますオタモイ 5 号棟の必要性というのは本当にどうなのかということ、議論しなければならないというふうに思っております。ただ、現時点で、ここでオタモイ 5 号棟をやめてどこか別なところということまでは、ちょっとお答えすることはできませんが、当然、今後そういったものは議論していかなければならないというふうに思っておりますので、その経過をちょっと見ていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○新谷委員

議案第 14 号なのですが、これはもちろん賛成なのですけれども、用途廃止の住み替えがあるというふうにお聞きしておりますけれども、ここはどこがその対象なのか、新規募集は何世帯かお聞きして終わります。

○（建設）建築住宅課長

まだ正式には決定しておりませんが、実は長寿命化計画の中では、用途廃止を予定しております塩谷 B、それから塩谷 C というところからの住み替えを考えております。2 号棟のときは、住み替え半分、それから一般公募半分という当初予定だったのですが、住み替えのほう若干少なく、一般公募が若干増えたという経過もございます。具体的に何軒を住み替え用として、何軒を一般公募とするかというのは、今後、検討して決めていきたいというふ

うに思っております。

**○委員長**

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

**○山田委員**

**◎奥沢水源地について**

それではまず、報告からお聞きいたします。

今、冒頭に報告がありました奥沢水源地については、ある程度整備が始まっていて、完成後の 9 月以降には水利権を返上し、その後にもまた検討委員会が設置されるということでお話を聞きました。まだまだ内容的には煮詰まっていないのかなという気はしますが、基本的に私も前回の一般質問でちょっと質問したのですが、まず、この整備のあり方について基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○（水道）整備推進課長**

奥沢水源地の整備のあり方についてという御質問でございますけれども、基本的な考え方といたしましては、奥沢水源地につきましては、大正 3 年に竣工いたしました創設水道施設ということでございます。また、平成 20 年に土木遺産にも認定されておまして、小樽市だけではなく、全国的にも歴史的な価値のある施設という認識を持っております。我々としていたしましては、この創設水道施設について、できる限り保存したいと考えており、保存することによって、この奥沢水源地が水道水を今までつくり続けてきた施設であるということの後世に伝えたいと思っております。またあわせて、この施設が市民の方に親しまれる、安らぎを与えるような、そういうような施設になってくれればいかないと考えております。

**○山田委員**

それでは、ある程度そういうような基本構想の上に主な施設、例えば取水塔とか、今、階段式溢流路だとか、そういうものを利用して、遺産を皆さんに残して見せるようなことも考えられるということでしょうか。

**○（水道）整備推進課長**

創設水道施設としての具体的な施設でございますけれども、委員からのお話にもありました階段式溢流路、それから今、ダムのでんを V 字に掘削したことによって、取水塔が道路側から見えるような形になっておりますけれども、その取水塔、それからダムの最上流部にあります引入口堰堤という石づくりの施設がございます。また、こういう施設については、今後残してまいりたいというふうに考えております。

**○山田委員**

年数のたっている建物なので、その維持・管理については十分に措置して、市民に対して憩いの場になるような形でぜひ残していただきたいと思っております。そのお答えはいいです。

**◎空き家対策について**

それでは、質問を変えて、空き家について何点かお聞きしてまいります。

今回、この空き家については、私も一般質問でもちょっと触れましたが、建築基準法では著しく危険な建物という規定がありますが、これについては、この危険の範囲があいまいで、手順が示されていないという点で私はちょっと危惧しているのですが、まず、この建築基準法に基づいての範囲だとか手順、こういう点について、建設部の御認識をお聞かせ願いたいと思います。

**○（建設）建築指導課長**

建築基準法第 10 条の考え方、著しく保安上危険な建物の措置ということでございますけれども、著しく危険であるとか有害であるかというような判断の下で、担当として命令を出せる。命令に従わなければ、最終的には行政代執行という手続を経て解体されるという法律の流れになっております。

### ○山田委員

本当に本市でも、今、陳情者からもあったように、やはりどの程度危険の範囲があって、この危険の範囲を改善するためにどういう手順が具体的に示されるのかというのが、こういう建築基準法では示されていないというのが現状です。

それで、今回、私も調べたのですが、この建物撤去の行政代執行を定めるいわゆる空き家対策条例、いくつかの自治体で制定しているのですが、これについては、どのような背景で制定することになったのかわかる範囲でよろしいですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）まちづくり推進課長

この空き家条例では最終的に、行政代執行という方法が規定されてございますが、これは指導、勧告だけではなかなか撤去できない、そういった物件に対して、最終的な手段として行政代執行という手法を規定したものというふうに聞いております。

### ○山田委員

そういう意味では、本当に危険な箇所については、市民の安全を守るためにも、やはりある程度こういうような強制力のある条例を制定する自治体も増えてきていると。また、私が調べたところでは、この解体とか除去費用について助成をしている自治体も 4 自治体があると。ただ、やはりこうした市民の私有財産には、手が出せないのが実情だと思えます。

それで、さきの一般質問の松田委員からもこういう空き家を増やさない対策、例えば私が調べたところでは、広島県尾道市の空き家再生プロジェクト、こういうようなものもあるのですが、これについて知っている範囲で、お答えをいただけますか。

### ○（建設）まちづくり推進課長

尾道市では、現在ある空き家について、いろいろな利活用を図っているということで、具体的には、コミュニティ施設への活用、また観光資源としての活用など、そういった形でその空き家について利活用を図るといった空き家利用の取組というようなことでやっています。

### ○山田委員

あと、国のほうでは住み替え支援事業だとか、そういうようなものはありますが、その辺は特に調べてはいないのですか。

### ○（建設）まちづくり推進課長

国では、国土交通省のほうで空き家自体をリフォームして利活用する方法とか、除去してその跡地を使うこととか、そういった取組に対する補助制度というのはございます。

### ○山田委員

いずれにせよ、こういうような空き家条例があれば、こういう倒壊家屋の危険性が減ると考えております。ぜひとも本市でも同様の対策をある程度地元で即した形で早急に考えて実施していただければと思っております。

### ◎市道整備について

次に、道路に対して何点かお聞きしてまいります。

今年も雪解けから 3 月、4 月、国道を見ると、相変わらず小さな穴があき、また亀裂が入って、道路のでこぼこ、陥没が増えている、北海道開発局では、こうした通報を、2008 年からまとめた統計があるのですが、2008 年では 96 件、2009 年では 136 件、2010 年では 234 件、2011 年では 280 件と増えている状況です。

本市の道路については、こういう通報などの件数についても、もし調べているのであれば、お答え願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

市道に対しての舗装道路についての維持補修等の状況でございますけれども、私どもは市民から、道路パトロール又は警察署等からいろいろな情報が来て、道路補修をやっているところでございます。

件数については、今、開発局のほうの関連部分を委員がおっしゃったのですけれども、申しわけないのですけれども、本市の数字は今持ってきておりませんで、後でお知らせしたいと思います。

○山田委員

私も車を運転するものですから、毎年春先にタイヤが穴に入ったり、やはりでこぼこと、そういう道路状況をよく感じるのですが、今年は特に道路状態が悪かったように思います。その原因や、今年の特別な状況など、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

今年の特徴ということでございますけれども、2月に気温が非常に低かった、それで排雪がそのときちょうど始まったことで、道路に積もっている雪の厚さが薄くなったという状況で、凍結により舗装に亀裂が入り、凍上が起きたことが一つの要因と考えられます。

○山田委員

北海道もそうなのですが、特に東北ではやはり雪国特有の現象だということで、道路に積もった雪が解けて道路にしみて、それがまた凍結して道路のアスファルトを割る、たぶんそういうような状況が起きているのだと私も思っております。

今回、北海道開発局では、この凍結路面、でこぼこ、穴あき、亀裂、こういうものに対する取組で検討委員会を立ち上げたと聞いております。この点について、何か情報があればお答えいただければと思います。

○（建設）建設事業課長

検討委員会についての情報ということでございますけれども、平成24年4月に北海道開発局におきまして、北海道における道路舗装の耐久性向上と補修に関する検討委員会、こういうものを立ち上げまして、積雪寒冷地に、いわゆる北海道における道路舗装の劣化や破損、特に融雪期に発生する舗装の破損、ポットホールと申しますけれども、その原因とメカニズムの把握として検討を行うほか、そういう状況を踏まえ適正な補修工法によってライフサイクルとしての仕組みを図るなどの検討を行うというような状況にあります。

○山田委員

道路の維持・管理もそうなのですが、本市においては財政の面から、こうした取組により舗装の耐久性の向上を図る、そういう取組もやはり必要だと思います。これはどれぐらいの期間検討され今後何か提言が出されるとか、そういう点は何かわかっている範囲でお答え願いたいと思いますが。

○（建設）建設事業課長

この提言でございますけれども、おおむね1年ぐらいをめどにということで聞いています。

○山田委員

そうですね、大体1年かけないと、なかなか提言までたどり着けないのかなと私も思っております。ぜひそういう取組の提言を、また本市でも生かすような施策をしていただければと思います。例えば、本市でもこの水洗工事や水道、ガス工事でよく道路が掘り返されております。特に、今回も稲荷祭りがあった手宮の通称能島通りなども、道路を横断するように再舗装が残って、やはり歩行者がつかずいたり、何か歩きにくい等といった道路になっていると申しますので、ぜひとも手宮の能島通りも少し見ていただいて、道路をよくしていただければと思います。

まず、この道路に関して最後となりますが、本年度の市道整備事業、この発注状況と完成割合についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

今年度の臨時市道整備事業の発注状況についてでございますけれども、平成24年度の予算の中でゼロ市債で発注している部分と、4月以降、通常予算で発注している部分があります。小樽主体で発注している部分につきましては7件、そのうち2件が完工しております、完工率は29パーセント、通常でございますけれども、20件ございまして、そのうち発注済みが11件、約55パーセントの発注状況でございます。

○山田委員

◎道路工作物について

次に市道にかかわる建設部所管の工作物ということで、例えば道路標識以外のガードレール、ガードロープなどの施設について、大体種類のにはどのようなものがあるのですか。

○（建設）建設事業課長

道路標識とガードロープ等の種類でございますけれども、標識につきましては、道路規制標識、景観標識、案内標識などがございます。それと、ガードケーブル等もございまして、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ、あとまた河川等になりますと転落防止さくなど、こういう現状になっております。

○山田委員

冬場にはこういうようなガードケーブルだとかガードパイプがよく壊れるのですが、これらの管理や保守点検について何点かお聞きしたいのですが、やはり一般市民から破損等について通報とかあるとは思いますが、この保守点検、管理とか、そういうものはどういうふうに行っているのですか。

○（建設）建設事業課長

ガードケーブル等の保守点検でございますけれども、それもまた先ほど触れましたけれども、道路パトロールで本市がみずから発見する場合と市民からの通報、また交通事故等で壊された場合などで小樽署からの情報などがあります。これにつきましては、現状というか、危険状況を判断しまして随時直しているところです。

○山田委員

通報があった場合、特に即対応できるような体制があるということは、わかるのですが、やはり通報される前にも、そういうような防護さくの例えばガードロープの垂れ下がったものを改善するだとか、ポールが曲がっていたらそれを直すだとかと、ある程度期間、例えば予備のそういうものがあればいいのですけれども、なかなかそういうものもないと思うのですよね。

そこで、大体通報から保守、整備される、対応の期間については、今、どのような状況なのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

保守の期間等についてでございますけれども、ガードレールについては、備蓄資材がありまして、直営で直せる部分については初日に対応可能かと思えます。ただ、製作を伴うものにつきましては、ひと月単位のものがあるので、そういう場合、簡易なもので安全を確保するためにトラロープや仮設フェンスを置くことをしておりますけれども、なにせ製作の伴う場合はちょっと時間がかかるというようなことでございます。

○山田委員

そういうような形で、ある材料ではすぐ対応はできることもあるけれども、ある程度改良していかなければならない場合もあるということで押さえておいてよろしいですかね。

◎街路灯について

それでは、最後の質問に入りますが、最近、道路や公園などで、LEDの照明があちらこちらでよく見受けられるようになったことに関して、街路灯について何点かお聞きしたいと思います。

本市の街路灯の状況、例えば団地が減って街路灯が減っただとか、ここは危険箇所があつて増設されたとか、そういうような状況、若しくは全体的な数がどれだけ増えたとかと、その辺についてお答え願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

今、委員から御質問のありました町会等で設置する街路灯の関係で、小樽市街路防犯灯組合連合という団体の持っております街路灯の数でいきますと、平成22年、全体として1万2,695灯でございます。平成23年、1万2,747灯でございます。それから、今年度、助成を受け付けて、工事最中のところもありますし、まだのところもございませぬけれども、新規で上がっております街路灯の灯数は31灯です。それから、改良と申しますのはグレードアップするもので、これが162灯でございます。それから、更新ということで、同じレベルと申しますか、同じ規模の街路灯にかえるものが39灯ありまして、これは新規のものを足すと、先ほどの平成23年度の1万2,747に新規のものを足しますと、1万2,778灯ということになります。これは予定の数ですけれども、24年度にこういう数になるのではないかと申すふうに考えています。

○山田委員

このうち、その改良分の162灯については、どのような照明なのでしょう。例えば水銀灯なのでしょう、LEDなのでしょう、白熱灯なのでしょう、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

平成24年度の改良分の街路灯等の内訳ですけれども、162灯のうち111灯がLEDになります。それ以外はちょっと内訳は調べていませんけれども、水銀灯ですとか蛍光灯とか白熱灯、そういうような形になります。

それから、新規の中で31灯がありますけれども、17灯がLEDになります。

○山田委員

それでは、改良分111灯及び新規分17灯の約130灯ぐらいがLEDの照明という認識でよろしいですか。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○山田委員

このLEDの照明に関しては、私も電気工事店に伺ったところ、まだまだ発展途上だということでお伺いはしていたのですが、このLEDにかえるとどのような、例えば町会も財政的には少し電気料が安くなるとか、本市も器具等が安いとか、それとも補助するのでも補助しやすい等といった、何かメリットはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

平成24年度の街路灯設置費助成金の関係につきましても、LEDについては、もう今回は締め切りましたけれども、1万6,000円の補助になります。ちなみに水銀灯のほうは1万2,000円の補助になっております。

ただ、LEDのほうは単価が高くやはり初期費用がかかるものですから、そういうふうな形になっておりまして、大体設置費用でいきますと、LEDが平均しまして4万8,000円ぐらいになります。それから、水銀灯でいきますと3万5,000円程度となります。その差がありますけれども、電気事業者のパンフレットからなのですが、例えば水銀灯ですと、2年に1回ぐらい球を取り替える作業が発生します。その他電気代ですとか、そういうものを加味いたしまして、10年間で、水銀灯とLEDを比較すると、大体費用として39パーセントぐらいLEDのほう安くなると、そういうような結果がパンフレットに出ております。

○山田委員

よくわかりました。私も町会でよく水銀灯の電灯が球切れを起こして、年間、四、五十個は買っているという話も聞くので、質問をさせていただきました。

今後、本市においては、こういうような補助金を出しているわけなのですけれども、例えば政策的にこういうような町会でやってほしいとか、例えばバス通りに関しては、更新するのであればこういうような形で更新してほしいとか、市よりは町会のほうが考えると思うのですよ。そういう政策というのかな、そういうのがもしあれば、お聞かせ願いたいのですが。

○（建設）庶務課長

今のところ政策的にということとは特にないのですが、環境に優しいですとか、そういうことがあります。

○山田委員

わかりました。本当に今のエネルギー政策にとっては、こういうような町会にできる省エネ対策ということで、こういうことも考えられると思います。この補助金も 1 万 6,000 円ということですから、これについて今年もまた補助が出ると思うのですが、この今年の予算額、これについてはどういう形で出されるのか、それだけ最後に聞いて、終わりたいと思います。

○（建設）庶務課長

平成 24 年度の街路灯の助成の予算額ということで、400 万円の予算で今やっております。今、町会から申請をいただきまして、順次、町会のほうで工事に入っているというような状況でございます。

○山田委員

それで大体年間、予算額は間に合うということでしょうか。

○（建設）庶務課長

今年度は LED の部分がやはり人気がありまして、要望が結構多いものですから、ちょっとぎりぎりになる可能性があって、今回、最終的にオーバーする可能性がございます、町会のほうに工事の一部を来年度に延ばせるものは延ばしてもらうようなことをお願いする可能性もありますので、そういうふうを考えています。

○山田委員

ぜひともそういうような形で省エネ、また町会にも環境に優しい LED を使うよう促していただくことを私からもお願いして、質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

○松田委員

◎崩壊の危険がある空き屋について

空き家問題については、今回の陳情にもあったように、本当に深刻な問題です。私もさきの一般質問で質問させていただき、市長からは条例化も一つの視野に入れて検討していただけるというふうな御答弁をいただいておりますが、市として何らかの対策が行われるまで、まだちょっと時間がかかりそうです。しかしながら、先般の予算特別委員会では、倒壊の危険性があると判断している家屋は 36 軒ありそのうち、近隣に被害を及ぼしそうなものは 5 軒あるというふうに答弁をいただきました。

それで確認なのですが、先ほどの陳情の家屋というのは、その近隣に被害を及ぼしそうなものの中に入っているでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

消防本部で押さえている数字の中には、入っているということで認識しています。

○松田委員

わかりました。今言ったように、建物については、近隣に被害を及ぼしそうなものということですが、事故があってからでは本当に遅いと思います。確かに条例化だとか、市としてもいろいろ対策を図っているのでしょうけれども、現段階でどのような対策がとれるのか、御見解をお示しいただければというふうに思います。

○（建設）まちづくり推進課長

繰り返しにはなりますが、主にそういった現場のほうは建築指導課とか消防本部がパトロールを行って、倒壊する危険性が発見された場合、まず所有者を確認いたします。所有者に対して修繕や撤去の要請をいたします。そう

いったものがすぐに進まない場合は、ロープで囲ったり、看板を立てて安全性を確保する、そういったことが一般的な対策です。

**○松田委員**

実は、私には愛知県に住む友人がいるのですけれども、昨年の暮れ、父親を亡くして、今、一人高齢の母親が残ったということでしたが、高齢の母親を、このままにはしておけないということで、何とか施設入所にこぎつけました。そこで問題になったのが、だれも住む人がなくなった実家の建物をどうしようかと非常に悩んでおりまして、私も相談を受けたものですから、空き家バンクに登録する方法もあるよということを教えてあげましたけれども、うまくいかなくて、亡くなってから半年ぐらいたつののですが、愛知県に帰るに帰れない状態が今も続いていると聞いております。

そこで、空き家の有効利用として空き家バンクがあると聞いておりますけれども、空き家バンクの今までの登録数及び成立数など、今の状況を教えていただければと思います。

**○（建設）まちづくり推進課長**

空き家バンクは昨年の 1 月に立ち上げて、これまで登録件数は 10 件ございます。そのうち 8 件が成約となっております。現在、2 件公表中、そういった状況となっております。

**○松田委員**

わかりました。先ほどもあったように、小樽は高齢化が進んで、全道の平均よりも高く道内 10 万都市の中では 3 番目に高いと聞いております。それで、先ほどもあったように、空き家は今後増えることがあっても減ることはなく、先ほど 36 件と言いましたけれども、倒壊の危険性もある家屋も増えてくるのではないかとというふうに思っています。

それで、空き家バンクも含めて、今後どのように空き家について取り組んでいくのか、もう一度市としての取組をお示しいただければと思います。

**○（建設）まちづくり推進課長**

今申しました予防的な対策としましては、空き家バンクの活用というのがございます。代表質問でも答弁いたしましたように、空き家条例の検討というものもあります。ただ、これは全国的な非常に大きな問題ということで、今後、他都市等を研究しながら、本市の対応策を学んでいきたいと思っております。

**○松田委員**

先ほども質問があったと思うのですけれども、増え続ける空き家はもとより、空き家にしない方法も考えていかなければならないというふうに考えます。日本人というのは、いまだ新築にこだわっているということもあるようですけれども、とにかく今あるものを有効活用するということで、リフォームなども有効で空き家を増やさない一つの考え方かと思うわけですが、ちなみに小樽における一般家屋のリフォームの実施戸数など、わかったらお示しいただければと思います。

**○（建設）建築指導課長**

リフォームの件数ということでございますけれども、確認申請を必要としないリフォームについては、市は把握しておりません。

**○松田委員**

わかりました。それで、ともあれ空き家対策については、先ほど言いましたとおり、どこの自治体でも頭を悩ませているのが実情です。そこで、小樽市をはじめ後志管内 19 町村、小樽開発建設部ほか関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討会というものがあつたということで、モデル条例を検討しながら、今後も取組をしていくというふうな御回答もありましたけれども、今後の検討会の日程のスケジュールなどについて、お示しいただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

現在、後志総合振興局を中心に、本市を含む後志管内20市町村でそういった検討をしています。本年度は現在のところ3回の検討会を予定しております。1回目が4月26日ということになっています。この中で、3回にとどまらないで、ワーキンググループを組織して、そういった問題、課題を検討する、そのような情報は入っております。

○松田委員

済みません、後先になりましたけれども、この廃屋・空き家対策検討会は今まで3回開催されたというふうに聞いておりますけれども、主な内容等を教えていただければと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

昨年行われた検討会議の内容といたしましては、まず、空き家の現状とか課題について整理をいたしました。また、有識者、弁護士、大学の教授などの講演、またさらに空き家の対応策、そういったものについて検討したところでございます。

○松田委員

この空き家対策というのは、本当に早急に手を打っていかねばならない問題ですので、どうかそういう検討会も含めていろいろとこれから検討していただきたい。また、他市の条例にしましても、景観を重視するところだとか、それから防犯面を強調するところだとか、いろいろそこそこによって違うと思いますので、モデル条例を検討しながら、小樽はどういうふうにしたらいいのか検討、研究していただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

◎危険橋梁、劣化上下水道管について

空き家対策に関連して、次にお聞きしたいのですが、我が公明党は今後の取組としまして、減災の観点から、社会資本の見直しを図っていこうという政策を打ち出しました。これからのことなのですが、空き家はもちろんのこと、橋だとか、また上下水道など、劣化などによる危険な工作物への見直しをしていこうという政策でございます。

それで、コンクリートというのは、耐用年数は50年が限度というふうに言われていると聞いております。これらのもので改修しなければならないものはないのかということで、市内における劣化による危険橋梁など押さえていたら、何か所くらいあるか、お示しくださるとともに、どのような対策をしているのか、まずお示し願います。

○（建設）建設事業課長

コンクリート構造物の耐用年数を過ぎた部分に関しての危険度と今後の対策ということでございますけれども、私どもで押さえている橋梁に限ってお話ししますと、50年以上を超えた橋につきましては、おおむね20橋近くございます。その中でも緊急を要するものにつきましては、平成17年から平成23年までに5橋のかけ替えをやっております。それ以上のものにつきましては、橋が落ちるだとか緊急性がないという判断をしております。そういう部分で、橋梁の数は全部で139橋でございます。

今後の対策ということで、平成24年度と25年度に橋梁長寿命化修繕計画をつくりまして、平成25年度には国土交通省への報告、市民への公表を踏まえまして計画をつくることになりました。それにつきましては、その計画に基づいて、今後、どのような修繕が必要なのか、かけ替えが必要なのか、補修で済むのか、その全体事業費等を出しまして、早ければ平成26年からということになりますけれども、予算づけの状況もございまして、その後、修繕工事にかかっていく予定でございます。

○（水道）管路維持課長

上下水道に関しましては、上水の配水管路でございますけれども、老朽配水管の更新につきまして、大正3年の創設時から昭和33年までに布設した無ライニング铸铁管、石綿セメント管や事故多発箇所の塩化ビニール管を対象に、昭和46年から配水管整備を開始しております。平成23年度末で、市内の配水管の総延長は約540キロメートルあ

りまして、そのうち老朽配水管延長は約264キロで、うち約248キロは23年度末で更新を終えておりまして、更新率は約94パーセントとなっております。

なお、先ほど言いました石綿セメント管につきましては、平成14年度中にすべて布設替えは完了しています。

続きまして、下水道管路でございますけれども、市内の下水道管路総延長は約579キロメートルありまして、そのうち耐用年数50年を経過する管路延長は約12キロメートルございます。現在、この管路の布設替えが必要なのか又は管更正で直るものかなど、管路施設の長寿命化計画策定業務委託におきまして、それらの計画策定を行っている最中でございます。

#### ○松田委員

わかりました。今、伺ったところ、市内には劣化による危険橋梁が20か所ぐらいあったということで、かけ替えたところも5橋あるということ、また緊急を要するところと要しないところとかいろいろあると思うのですが、とにかく早めに手を打っていただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ◎市営住宅について

次に、公営住宅の申込状況ということについてお話しさせていただきます。市長への手紙にもよくありますし、申込みから入居までめどがたたない、何回申し込んでも落ちてしまったとかということで、何とかならないのだろうかという相談を受けることもあります。

それで、特定目的住宅と一般住宅と両方重複で申し込めることも聞いておりますので、同じ方が何回も申し込んでいることもあると思いますけれども、延べ人数で結構ですので、先ほど新谷委員は単身者ということでの状況をお聞きしたと思うのですが、私の場合は単身者というより一般的なことで、昨年の申込者と入居者数を、一般住宅と特定目的住宅とに分けてお示ししていただければと思います。

#### ○（建設）小林主幹

平成23年度の実績で報告いたします。一般住宅につきましては、募集戸数が57戸に対しまして、申込件数が626件で、入居件数が45件でございます。それと、特定目的住宅につきましては、募集戸数が58戸で、応募世帯が300世帯、入居された方が32世帯です。

#### ○松田委員

募集が、一般住宅で言えば募集戸数が57戸で、626人が申し込んだということで、現実に入居したのは45件ということなのだと思いますけれども、この募集と入居者に差があるのは、どういったことなのでしょう。

#### ○（建設）小林主幹

募集月が偶数月ということで、それぞれ1戸に対して多いときあるいはゼロのときがありますので、今申し上げたのはあくまで累計ということで御理解をいただきたいと思っております。

#### ○松田委員

わかりました。

それで、平成24年第1回定例会の当委員会でも確認したことですが、市営住宅の入居には所得要件があると思うのですが、その中で所得オーバーの方がその時点で108世帯おり、その方については、割増し家賃が徴収されるという答弁をいただきました。所得の最高額を確認したところ、月額所得で54万円という回答をいただきましたけれども、54万円の所得の方が入居した場合に、家賃というのは幾らくらいになるのでしょうか。

#### ○（建設）小林主幹

所得額につきましては、正確には56万8,000円ということなのですが、今、その方が入っている平成24年度の家賃につきましては、4万円でございます。

#### ○松田委員

先ほども申しましたとおり、とにかく入りたくても入れない方を考えると、また本来の公営住宅のあり方

からいえば、家賃を上乗せするというだけで済む問題なのかというふうに私も疑問に思います。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○（建設）小林主幹

家賃の算定に当たりましては、毎年 2 月の時点で、収入の認定を行い、入居者にお知らせをしております。この中で、収入超過の方につきましては、明渡しに努めるよう文書を出してございます。

また、高額所得者につきましては、入居 5 年以上の方で政令月収が 39 万 7,000 円、これについては法律が変わりまして、現在は 31 万 3,000 円ですけれども、その政令月収を、2 年間続ければ高額所得者として認定されるということでございます。先ほどの御質問のあった方につきましては、2 年間連続しておりませんので、高額所得者として認定にはなってございません。

○松田委員

2 年経過したときに、一応明渡しの対象になるということですが、明渡しまでの手続の流れについておしめしていただければと思います。

○（建設）小林主幹

高額所得者に認定されますと、明渡し要請ということで文書を出しております。当然、その間に相手方とは面接をして、明渡しに努めるように努力はしてございます。現在、そういった方はございません。仮にそういった方がいますと、明渡しということになりますが、法的措置になりますので、最終的には訴訟ということになるかと思っております。

○松田委員

わかりました。確かに高額収入により明渡しということで、その方が現に住んでいるわけですから、住まいというのは本当に重要な問題ですので、簡単にはいかないと思いますけれども、やはり今言ったように、これは感情論かも知りませんが、何回申し込んでも入れないというようなことを考えたときに、そういったこともちょっと考えていただければと思います。

次に、申込みの際に、入居申込者が暴力団でないという同意書の提出を求めることもあるというふうに聞いておりますけれども、暴力団かどうかというのはどのように判断するものなのでしょうか。

○（建設）小林主幹

入居の申込みの際に、入居許可申請書のほかに、相手方から同意書をいただきまして、警察に照会をかけることに同意しますという文書をいただいております。それをいただきまして、建築住宅課で、名前、生年月日等を記入しまして照会を警察にかけます。後日、警察から、該当しませんという文書をいただいております。

○松田委員

暴力団であることがわかって退居したケースというのはあるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

現実的には警察のほうからそういったお話がありまして、明渡しを求めたケースは 1 件ございます。

○松田委員

今、市民から相談を受ける中で、市営住宅の申込みについては、本当に相談件数がかかります。どうか皆さんが公平に、納得いくような流れをつくっていただければなというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 15 分

## ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

## ○山口委員

### ◎旧手宮線について

今日、陳情第311号旧手宮線沿線の崩壊家屋撤去等要請方についても出ておりましたので、市内の空き家の状況とその対策について、相当議論がなされているのですが、私はこの危険家屋については各地でやられているような対策として、空き家条例というものを制定されて、行政代執行を行うということになりますと、これは基本的には支払は後で求めても、取りっぱぐれになるということで、基本的には税で対策をするようなことになりますから、ちょっと慎重に考えて、やりようも含めて検討される必要があるのではないかとというふうに思います。

一番肝心なのは、これ市内でも、前にお聞きしたときには、空き家の総戸数、銭函地区とか蘭島地区、忍路地区とか、そういうところを除いて、市内のいわゆる中心部で発生をしている空き家については、486戸という調査がなされているわけですね。大半が利用をされていない空き家だと。私はこういうものを逆に地域資源としてとらえる視点が必要ではないかということやずっと申し上げてきて、それを生かす事業についても、さまざま提案をさせていただいているわけです。特に、市内高台にある空き家、これは高齢になり雪の対策ができないということで、基本的には下におりられて住み替えをされるというような事例も多々あるように聞いております。そういうところを市内の方が求めてお住みになるということは、大変難しいということですね。そういうものについては、二地域居住ということで別荘用に改築をして、それを販売していくということができないのかと。

加えて、どういう事業にしたらいいのかということ、ファンドでできるのではないかとということも申し上げました。例えば1口10万円とか、ファンドでお金を広く全国から集めて、一定程度集まったら改築をして、そしてインターネットを通してオークション等で販売をすると。それがうまくいけば、次から次へとそういう事例をつくっていくと。ファンドで出資していただいた方には1割なり2割の配当をして、あとは事務経費を含めてとれば、事業の継続ができるのではないのか。こういうことも検討をしていただきたいというふうに申し上げました。

ただ、やはりここにいらっしゃる方々も大変仕事を持っていらっしゃるし、行政もスリム化というのがどんどん行われて、一人一人の仕事量もたくさんあるということで、なかなかそういう新規の事業については取り組む余裕がないということも、大変内部の事情もよくわかっております。私も昨年の4定でも、先ほどもちょっと出ておりました、国土交通省の空き家再生等推進事業、これを活用できないかということでお話を申し上げております。

今、陳情にあります旧手宮線沿線には、大変多くの空き家がございますが、市内中心部でこれだけの空き家の規模であるということは、観光都市小樽として、何とかする必要があるので、いろいろな御苦勞をされて、最低限のお仕事は今やっていただいた。大変複雑に入り組んでいる所有関係も含めて調査も全部済んでいると。

もう一つは、旧手宮線の跡地については取得をされて、暫定整備されておりますけれども、取得をして、これを整備すると。沿線を市の活性化につなげていこうということで、今後この沿線の再生について、どういうふうにやるのかということや官民挙げて、民間の協力もいただきながらやろうということではないかと思っております。

それで、一般質問で、私は、商工会議所も初めて観光を基幹産業として位置づけて、そして新たな魅力を本市で創出しないと、なかなかこのまちの活性化にはつながらないのではないかとという観点から、北運河の再生とか、第3号ふ頭基部の再生等にも言及をされ、課題とされているわけです。

そういう中で、旧手宮線もやはりこれだけ議論したわけですから、特にあの空き家群、我々雪あかりの路でもメイン会場として使わせていただいておりますけれども、ここについてはぜひとも商工会議所が新たに立ち上げたまちづくりの新組織、私はまちづくり会社と呼んでおりますけれども、あの空き家群の再生について、これは行政の

協力なしにはできない事業でございますので、民間と行政が協力をし合って、ぜひとも商工会議所の立ち上げる組織とも協働して進めていただきたいということを申し上げ、一緒になって検討をしたいと思うと、こういうような答弁をいただいております。

新たな観光資源としてよみがえらせることができるように御協力を、それからある意味では市の主体性というか、そういうものを御期待申し上げておりますが、建設部長のほうからでも結構でございますので所感を述べていただいて、最初の質問といたします。

#### ○建設部長

山口委員が今御指摘になりました商工会議所との連携ということでございますけれども、旧手宮線はこれから小樽のまさに財産ということで私も考えておりますので、できることから、それこそどこがその所管になるかはわからないですけれども、私ができることは全力を尽くしてやっていきたいと思っております。御理解をお願いいたします。

#### ○山口委員

ありがとうございます。

この件については、今後いろいろな形で物事が進んでいきました都度、またお話を申し上げていきたいというふうに思っております。

#### ◎ふるさとまちづくり協働事業について

次に、まちづくり協働事業についてお聞きをいたします。

今年度の採択をされた事業です。これについてどういうふうな経緯で採択がなされたのか、まずはその基準はどうだったのかということについてお尋ねいたしたいと思っております。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

協働事業につきましては、本年 3 月 1 日から 16 日の期間、募集しまして、計 21 件の募集がございました。この募集案件につきまして、審査会を 4 月 18 日に行いました。審査会では 21 件と数が多いものですので、2 グループに分けて審査をしました。その審査の方法ですが、五つのポイントで評価点を加えています。内容としましては、公益性、発展可能性、先駆性、効果、審査員加算点、この 5 項目について 5 点ずつ、1 人の委員が 25 点満点で審査をして、その総計で審査委員の方々の総意といたしまして助成すべき事業、また助成すべきではない事業、そういったことで決定したものであります。

#### ○山口委員

私は、印象的に申し上げますと、昨年までの採択をされた事業と比べて、今年度の事業というのは、わりにソフト事業というか、イベント的な要素の多い事業が多かったように思うのです。その中でも、例えば説明をしていたきたいのですが、ハッピータイムという団体が採択されていますね。これベビーマッサージキャラバン事業という提案ですけれども、どういう事業なのか、ちょっと説明をいただけますか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

これはベビーマッサージキャラバンという事業で、赤ちゃんを対象としてベビーマッサージを指導して、市内各所で行うと。そういったことで乳幼児、赤ちゃんの心身の健康と免疫性の向上を図り、また母親同士のコミュニケーションの場も提供する、そういった事業となっております。

#### ○山口委員

もう一つ、海辺の子どもアートワークショップというのはどういう事業ですか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

海辺の子どもアートワークショップは、芸術家の方を呼びまして、そこで子供たちにアートの体験、例えば舗装の上にチョークで落書きをしたり、そういったことでワークショップを行う、そういった事業となっております。

○山口委員

もう一つ、子どもの元気は朝ごはんというのはどういう事業ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

この、子どもの元気は朝ごはんは、子供たちがちゃんとした朝ごはんをとることができないというような、問題意識がございまして、匠の会というところが主催をしております。主に小学校を回りまして、対象は子供とその父兄ということで、レシピとか、その実演を行って実際に食事をしてもらう、そういったような事業でございます。

○山口委員

次に、朝里十字街でやられる雪まつりですね。これは雪あかり期間中におやりになるわけですが、どういふ事業ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

これは、朝里十字街に空き地がございまして、朝里の町内会が集まりまして、そこに雪あかりの期間中、雪像をつくって、それで雪まつりを開催する、そういったような事業でございます。

○山口委員

今お聞きしたのは、全部採択をされた事業なのですね。一方、今回落ちた事業の中で、ウェルカムガーデンというのはどういう内容の事業ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

これは、新日本海フェリーの空き地に花壇を造成して観光客をお迎えする、そういうことや、市内の小学校や、そういうところで紙芝居をすると、そのような事業でございます。

○山口委員

あと、小樽フラワーマスター連絡協議会の応募された事業はどういう事業ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

市内の拠点、具体的に言いますと、富岡カトリック教会とか総合博物館、そういったところに花壇を造成しまして、緑化活動を行う、そういったような事業です。

○山口委員

幸桜並木花と緑の会の事業はどういうものですか。

○（建設）まちづくり推進課長

幸地区に、リング並木がございました。最近、そのリング並木の後がなかなか立ち行かないということで、そこに桜を植えて桜の並木にしようと、そのような事業であります。

○山口委員

今回珍しくいろいろ聞いたわけですが、今年の採択された事業は全部悪いとは私申し上げているわけではないのですよ。ただ、我々もこの事業を採択いただいて、桜並木の造成ということでやらせていただきました。妙見川の柳並木の造成もやらせていただきました。この採択がされなかった事業、例えばそれを簡単に説明をしていただいたのですが、フェリーのターミナルの海側、これ相当広い土地でございますが、ここは本来、市の土地であり、小樽市産業港湾部が管理をするべき土地のはずです。ここに自発的にこれまで自分で花の苗を買って、相当広い面積を飾って管理してきてきました。初めて今回、この事業の採択を求めているのです。要するに、土を入れ替えたりしたいということなのですね。花は植えられるけれども、肥料なんかも含めて、やはり土が高くなってきますので、そういう意味で一定の助成をいただいて、日本海側拠点港の「背後観光地のクルーズ拠点」にも採択された港なので、海の玄関口に恥ずかしくない景観をつくろうということで申請をされたわけです。私は大変に重要な事業だと思います。

それから、小樽フラワーマスター連絡協議会の事業にしても、本来、公園緑地課がおやりになるべき事業ではな

いですか。それを花の植栽で、観光都市小樽にふさわしい緑の景観をつくろうということで継続的に事業がされているわけです。

幸町会の桜並木もそうですね。町会もお金をお集めになる、しかし足りない分を出していただきたいと。これも、基本的には公園緑地課の管理する土地に、自発的に周辺の方々がお金も集めて、そして緑の景観をつくろうという事業なわけです。

これは、基本的には本来の趣旨の、行政と市民が一体となって協働で行うまちづくり、その趣旨に合致する事業だと私は考えるわけです。先ほど、採択をされた事業についていくつか説明をしていただきましたけれども、意味がないとは申しませんが、一過性のイベントも入っておりますね。そういうものを、これほとんどある意味では採択されている。朝里のいわゆる雪まつりについては、本当は雪あかり実行委員会が一定の援助も差し上げてやっていただくというのが本来ですけども、雪あかりの路実行委員会も大変財政的に苦しいですから、町内各地区で相当大規模に自前でお金を集めて、ろうそくも自前でお求めになって、労力も出していただいて、それでもずっと継続をして、各町会でやっていただいているわけですね。それがどんどん広がって。議員の立場で申し上げているわけではなくて、これは雪あかりの期間中に合わせるわけですから、雪あかりとしては、雪像をつくっている雪祭りではないですから、雪あかりの路に合わせておやりになるのであれば、当然、他の町会もおやりになるように、雪あかりの路の趣旨に合わせてやっていただくというのが本来だと思うし、そういう意味で審査をきっちりやっていただきたかったというふうに思います。これは既に採択されていますから、これ以上は申し上げません。

私は、この際、審査の基準についても、見直す必要があるのではないかと思います。例えば、特に先ほど申し上げている緑の景観、これも相当数が出ております。過去に採択されたのもございます。その維持・管理も皆、団体がやっております。植えた木については、その団体の木になっておりますので事業として継続的に薬もかけますし、枯れればその木は基本的には植え替えるわけです。そういう事業については、基本的には柵を設けて採択をする必要があるのではないですか。この基準の公益性、発展可能性、先駆性、効果、審査員の加点と、こういうある意味ではあいまいな基準では、もうだめではないですか。審査員にとやかく行政のほうから申し上げられませんか、きっちりした基準をつくって、本当に公益になる、それも事業として継続がされていく、明らかに市との協働事業だ、こういうものについて、優先的に採択ができるような基準の見直しをぜひお願いしたいと思いますけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

審査の方法ということで、その内容については、恣意的なものを排除するために、審査員の判断にお任せしているということで、その内容の是非については市から言うものでありません。ただ、方法につきましては、審査をやっていただいている審査委員長のほうから、そのあり方について、ちょっと指摘を受けているところもございますので、先ほど委員がおっしゃったように、例えば植栽柵等の柵をつけるとか、そのような方法もあることはあるので、そういったものも含めて、検討したいと思います。

#### ○山口委員

わかりました。基本的には、再検討してみようというふうにお答えになったと理解してよろしいですか。

#### ○建設部小紙次長

まちづくり推進課長が答弁したとおりでございます。

#### ○山口委員

この件についてはこれでいいです。

#### ◎道の小樽環状線の整備事業決定経緯に関連して

次に他の委員からも先ほど市内インフラについて御質問がありました。その中で長寿命化計画についても、いろいろとお尋ねになっているのですが、これに若干関連をして、昨日、予算特別委員会で一新小樽の委員の方

の御質問があって、お答えになっているようなのですが、今日も新聞に載っておりました、最上-塩谷間のトンネル新設についてです。これは北海道の事業だと思うのですが、お聞きしたいのは、市の事業ではないのですね。北海道が、国でもいいです。市内でインフラの整備をされる場合、どういう手順で実施されるのかということをお聞きしたいのです。

○（建設）都市計画課長

道の小樽環状線の決定経緯につきまして、平成15年度から、急勾配、急カーブの解消や高速道路西インター線のアクセス向上などを目的に、小樽市を含む後志管内の市町村で構成される後志総合開発期成会として、小樽環状線の整備を北海道へ要望しているといったところでございます。それらの要望を受けて、北海道で平成23年5月に、北海道の公共事業評価専門委員会が24年度に、国への新規事業の要望が了承され、24年4月から北海道で事業が実施されているところということになってございます。

○山口委員

今年の4月に予算がついたということですね。そのうちのいわゆる測量とか調査、そういうものについて、今、予算がついているということよろしいですね。

○（建設）都市計画課長

そのようなことでございます。

○山口委員

忍路の国道の改修のときにも若干ここでお尋ねしていたわけですが、例えば今回の事業では、予算がつく前に住民に説明がされて、こういう事業が今検討されているということについては、住民の方というのは存じ上げていらっしゃるのですか。私はこの新聞記事を見るまでは全然存じておりませんでした。どの段階で住民は知ることができるのですか。

○（建設）都市計画課長

平成15年4月に策定されました小樽市都市計画マスタープランにおきまして、地域懇談会等を行った中で、小樽環状線の整備ということをお示ししております。

また、昨年度におきまして、測量等を一部やるところに対しまして、住民の方々に測量の立入り等の案内をお出ししているところでございます。

○山口委員

わかりました。いずれにしても、前もそうですけれども、工事の工法も含めて基本的に全部決まった後に、議会にある意味で報告されるわけですね。我々はその議論経過に参加することもできないわけです。これはやはり手続的に問題があるのではないかと、私はそう思うのですよ。何を選択するのか。また話し始めると長くなってしましますが、要するに市の予算としては、国道の整備や北海道の事業については持ち出せないわけですから、ある意味ではやっってくださいというようなところだったと思うのですよ。

ヨーロッパの自治体で言いますと、基本的には地元自治体がほとんどいわゆる整備については計画に参加するのは。住民に諮るのですよ、それが本当に有益な事業なのかということ。というのは全部分権で、基本的には財源がおりてきているわけです。

私は長寿命化のことに関連して、今、これを聞いているわけですが、基本的に国にしても、県にしても、道にしても、小樽市でもそうかもわかりませんが、それは小樽にお金がないからあまりできていませんが、要するに新規の事業ばかりに予算をつけるのですよ。これまで高度成長経済以降、どれだけインフラの整備をやってきたのか、これからどれだけ維持・管理にお金がかかるのかということ、だれも知らないまま行政はやっているわけです。橋梁、道路、トンネル、そういうコスト意識をやっぱ私は自治体が持たなければいけないと思うし、もう一つは自治体にとって何が一番有益なのかという選択肢も絶対要ると思います。

私は、以前に、高規格幹線道路なんかやるのであれば、たった24キロで1,200億円の試算と話しました。小樽は一銭も払わなくてもいいですよ。しかし、こんな事業を採択してもらうのであれば、毛無山の、北海道ワインから赤井川に向けてトンネルを掘ってもらったほうが後志や赤井川と観光で連携がとれるので、よっぽどいいのではないかと。なぜそれを優先的に採択するように要望しないのかということを申し上げました。

この事業についても、例えば高規格幹線道路にしても、その関係でこれたぶん直されると思うのです、交通量が増えるということは。実際に費用対効果や、そういうことを本当に厳密に検討した上でやられていると、私は全然思いません。交通量のよいところなんて、書類上はいっぱいつきますよ。だけれども、実態は相当誤差があるのではないですか。

それから、何度も申し上げますけれども、小樽市の戦略の中で、何が必要なのかということ念頭に置いて、道の事業であっても、国の事業であっても、小樽市は意見を言う必要があると思いますよ。それも私は防災事業で申し上げましたけれども。

トンネルなんか掘ってしまえば、忍路の地区のあの魅力というのは、半減どころか、大半はなくなると思いますよ。別荘をお建てになっているところもある。新規であそこにお住まいになっている方もいらっしゃいます。というのは、あそこは海岸線に魅力があるからです。古平までずっと今走ったらトンネルですぐ行けます。しかし、あの古平の海岸線の景観というのは、今、全滅になりましたね。後志の観光、積丹方面の観光というのは、本当にマイナスになりました。

あと地域経済の関連でも、私は基本的には高規格幹線道路について申し上げましたけれども、せっかく国道に立地をした道の駅が、1次産業とのリンクをして、地域のまちおこし、村おこしをやろうとしているのに、高速道路を引いて、結局はそれも無駄にしてしまう。そういうことを平気でやっている、そういうことについても、きっちり対案を出して行政がやっていく必要があるのではないですか。

私は、北海道の道路について、国道は4車線でやりなさいと。北海道スタンダードにしなさいと。高規格幹線道路も要りませんと。そのぐらいの決意を持って、整備についても意見を言っていくということが必要だと私は思うのです。

そういう意味で、これはお願いします。これは私の意見でございますけれども、国や道の事業についても、はっきりと無駄なことはやめてほしいし、もしそういうことをおやりになるのなら、対案としてこういうことをやってほしいということを、自治体の側が物を申ししていく必要があると思うのです。もうそういうことを始めようではないですか。感想があれば述べてください。

#### ○建設部長

山口委員のおっしゃるとおり、いろいろなものを考えていかなければならないというのは当然のことでございます。ただ、今回の件で言いますと、後志総合開発期成会というのが、後志の20の市町村と20の市町村議会、それが長年にわたって要望を繰り返して、たぶん昭和の時代からやっているのではないかと思うので、そういった経過の中で、今回、めでたく事業が取り上げられたという経過もあるということはあるのですけれども、山口委員がおっしゃいましたように、いろいろな情報を共有して、いいほうを考えていくということは重要なことだと思いますので、これから私たちもできる限り、どこまで皆さんにお知らせできるか、国・道の事業ですから制限はあるかと思うのですけれども、できるだけ相談をしながら進めていきたいと、そういうふうに考えます。

ただ、今回の件でいくと、そういった何十年来の悲願的な部分もございますので、御理解をいただきたいと思えます。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

◎陳情第311号旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について

まず、陳情が出ていますので、こちらについて伺います。

前段で重複するかもしれませんが、まず、陳情者も見えていますので、陳情第311号旧手宮線の崩壊家屋の撤去要請方について、この陳情の趣旨についての建設部としての見解をお聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

本市の現行制度の中ではできることはしているところですが、この陳情の趣旨も理解はしております。そういったことで、今後どういったことができるかというのは、検討してまいりたいと思います。

○安齋委員

私もこの趣旨は理解できますし、ぜひ進めていってほしいと思っているのですが、先ほどの質問でいろいろな問題でなかなか踏み込めないという答弁がありましたけれども、陳情事項の1番に関しての所有者ないしは相続権利者に働きかけることはできるはずだと思いますし、やっていたらと思うのですが、これまで住民の方から要請があった際に、働きかけるということでいろいろやっているでしょうけれども、今日までに何回働きかけているのか、教えていただけますか。

○（建設）建築指導課長

4月に、3軒長屋の真ん中の1軒について、まずいろいろと対応して、いろいろ話をしながら、金銭的な理由がありましてできないという話で今進んでいるのですが、その後、その両隣については、6月に入ってからそれぞれ2回ほど対応しております。

○安齋委員

これは多い少ないというのは、考えることができない感じだと思いますけれども、要請があったのはいつごろで、動き始めたのが何か月後か、すぐ動き出したのか、教えてもらえますか。

○（建設）建築指導課長

平成18年度当時に1回そういった話があって、今年の4月にまたその人とお会いして会ったのですが、その間、その長屋の人たちとは何回かお話をしながら進めてきております。この陳情があっても、一、二回またお会いして、いろいろ接触を図って、一応その辺の対応についてどのような考え方をしているのか、そういう接触は図っております。

○安齋委員

ちょっと気になったのですが、平成18年度にお話があって、この4年間は何もしていなかったのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

一応平成18年度に会って、その方とは話は進めていますけれども、なかなかそれ以上発展がしないということなので、年に1回程度、そういう電話をしたり、そういったことでは対応はしております。

○安齋委員

できれば、こういうふうには陳情が出てきていますので、年に一、二回が多いか少ないかは陳情者の方々の判断になるのかなと思いますけれども、少しなかなか踏み込めないところがありますけれども、ぜひ働きかけをしていただきたいと思います。

陳情事項の2番に関してなのですが、なかなか財産の問題もあって、これもまた踏み込めないということなのですが、ひとつ提案といいますか、できるかどうかかわからないのですが、今、観光都市としての小樽の活路を見いだしていくためにふさわしい措置を講じることと書いていますので、壁に何か小学生とかアーティストに絵をかいてもらったものを、家屋の奥が見えないように立てかけることはできないのかなと思うのですが、

それについていかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

先ほどから説明で申し上げていますが、あくまで民間の個人の方の財産に立ち入らないようにというのが我々の原則でして、立てかけるとか、敷地をまたぐとか、そういったことはなかなか難しいと思います。

○安齋委員

所有者ないし相続権利者といろいろと交渉されているでしょうから、その原則を破らない程度に立てかけないように立てるとか、そういういろいろな提案をどんどん前向きにしていっていただきたいと思うのが私の気持ちでして、できないできないばかりでは、何にも進めないと思いますので、陳情者の方から、ではこの観光都市に活路を見いだす施策とは何ですかとそれの提案を聞いて、またそれを実現させるような方策もしてもらいたいと思うのですけれども、できないではなくて、何か新しいことを考え、いろいろな人の話を聞いて、少し一歩でも前に踏み出してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設部小紙次長

先ほど新谷委員のほうからも御質問ありまして、廃屋が引き起こす問題という中に、良好な景観の阻害とかというのが大きな要素でありますので、今、委員が言われたような、そういう方策もあるとは私たちも思っています。そして、くどいようですけれども、私たちが何とかしたいという気持ちはあります。ただ、これは御承知のように、全国的な問題になっていまして、今のところ説明したような限界があるので、それらを超えてどういうことができるか今後ともどういった方法がとれるかというのを、少し前向きとはなかなか今の時点で言いづらいですけれども、研究してまいりたいというふうに思っています。

○安齋委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

◎旧手宮線整備について

では、通告していたその旧手宮線の美術館と文学館の前の部分の、そちら辺も同じような状況になっているので、以前、たしか予算をつけて何か取り組まれたものがあつたと思うのですけれども、その経過なり、結果なりを教えてくださいたいのですが。

○（建設）まちづくり推進課長

ちょうど文学館・美術館の向かい側で平成21年に小樽歴史と自然を生かした地域景観づくりという調査を行いました。ただ、これは、主に屋外広告物の実態調査が主体で、それからデザイン等の作成、そういったものの中に一部、旧手宮線の景観についてのシミュレーションということで、小さな項目を設けました。どういった将来的なシミュレーションがいいかということで検討した結果、やっぱり大きな建物とかそういったものよりも、小さな2階建てぐらいの建物ぐらいが、このまち並みに合っているのではないかと、そういったような検討をしております。

○安齋委員

旧手宮線に関しては、私よりも山口委員のほうがライフワークとして掲げてやられていますから、私のほうから何か言うことではないのですけれども、そういったことも進められていますし、1億5,000万円ぐらいでたしか残っている部分の旧手宮線も、金額はちょっとわからないのですけれども、今後、そういう投入をされて、整備を進めていくということなので、その線路だけではなく、こういった陳情とか、そのほかの家屋とかも含めて、小樽らしいといえますか、ふさわしいような整備にしていってほしいと思います。これは要望で終わります。

◎陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について

次に、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてなのですが、お金がないということで、なかなか難しい。本会議の中で何回も聞いたなという話ですけれども、1点だけ提案させていただきます。

昨年度の決算で、たぶん地域経済活性化等推進資金基金で、余りが1,000万円ぐらい出てくるのではないかなとい

う、情報収集して出てきたのですけれども、この基金を活用して、本当は増額2,000万円ぐらい必要だという話なのでしょうけれども、それには足りないかもしれないですが、少し増額するようなお考えはないのかなと思っていますののですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、おっしゃられました基金を活用してということなのですが、現在、そういったことは考えていないということでございます。

○安斎委員

我々も本任委員会でいろいろ検討して、本当は補正予算がついてくれれば一番よかったのですが、なかなか厳しい財政状況だということなので、今回、当初予算2,000万円だけにはなってしまいましたけれども、経済効果も出てきているし、陳情も出てきましたので、私としては補正予算をつけてほしいと思っていますところですが、そういった基金とか、もう少し何か、乾いたぞうきんを絞るようなものなのでしょうけれども、何か工夫して、予算を見つけて、増額なり何か検討していただきたいなと思いますし、次年度、今回のこういった状況を見て、たぶんもっと市民の方、業者の方も期待して申請されると思いますので、それに沿えるような形で今年度の研究をして、次年度に生かしていただきたいと思います。これは要望です。

◎計画停電の影響について

次に、計画停電の影響についてお尋ねします。

北海道電力で、7月23日から9月14日まで、地域のほうは区分といいますか、そういったものはまだ明らかになってはいませんが、平日1回2時間ぐらい計画停電するというので、各地でいろいろと計画停電の際の影響について、ホームページを見るといろいろ出てきました。

水道に関してなのですが、停電による断水があるとか、水道から出てくる水が濁るとか、そういったものがあるようです。さらにあと、マンションとかであれば、エレベーターがとまって閉じ込められたとか、自動ドアが開かなくなったとか、そういった問題があると思うのですが、まず、今後、計画停電で、小樽市での影響について、どのようなものが予想されるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

今、計画停電について、施設の影響等についてお話がありましたけれども、水道施設といいましても、浄水場から自然流下で配水管、水道施設のほうにですね、あと、それから加圧ポンプで一般家庭に送られるということになります。あと下水道処理場の施設もでございますので、それらを含めて担当から説明いたしますけれども、私は浄水場の水道施設の部分について、経路の部分について説明したいと思います。

今、おっしゃいました計画停電が行われた場合の水道施設の全部については、供給は停止はされますが、水をつくっています浄水場、これは現在、稼働しているのが豊倉浄水場、天神浄水場、銭函浄水場、樽川浄水場の4か所でございます。この浄水場につきましては、自家用発電機を備えておりますので、水をつくって、それぞれの浄水場、配水池に自然流下で供給することは可能であります。また、送水管から各配水池に送ります送水ポンプ所が13か所ございます。そのうち主要ポンプ3か所が、自家用発電機を備えております。それと残りの10か所の送水ポンプについては、自家用発電機は持っておりませんが、配水池にためた容量として対応が可能というふうになっております。残り36か所の施設があります配水池につきましても、浄水場でつくられた水は自然流下で配水池に供給されます。ということで、水道施設については、自然流下方式となっております、北海道電力が、今、二、三時間程度の計画停電と言っておりますので、そういったことで自然流下区域の水道水の供給は可能ではないかというふうに思っております。

○（水道）管路維持課長

私のほうからは、配水管の施設についてでございますけれども、現在、市内5地域の高台に、配水ポンプを利用

しまして加圧して高台に供給しておりますので、停電になりますと、発電設備がございませんので、配水ポンプが停止いたします。それに伴いまして、梅ヶ枝町41番付近の高台、北源通の高台です、北手宮小学校の山上、伍助沢、北照のグラウンドから下、塩谷駅付近、それとあと最上町2丁目16番付近、精周寺の上の高台、あと奥沢5丁目9番の付近、国道393号線の毛無山の下のように宮本土建の除雪センターをちょっと真つすぐ上がっていきますと都市開発の施設がありまして、その上のほうがあります。あと、若竹25番付近の高台、桜ロータリーから桜町中学校のほうに上がっていきまして、左手の市営住宅の上のほうの高台付近、合計5地域で約250世帯が停電による断水になると予想しております。

この間はトイレも水も使えませんが、各自、各家庭で水の確保などをお願いする周知のチラシを、北電の詳細な情報を得てから、時間、日時とかも入れて、戸別に配布していきたいと思っております。また、断水になるということで、各家庭にもお願ひしますが、給水タンク車等も、限られた台数しかないので、5地域が一帯に断水になった場合も含めて、その辺を北電の詳細を見て対応いたします。

なお、電気が復電したときには、配水ポンプがまたかかりますので、そうすると水が濁る場所もあるのかなと思っておりますので、そのときには水道局の職員も出て、濁り水を除去する作業等も出てくるのかと思っております。

#### ○（水道）水処理センター所長

私のほうからは、下水道施設の影響について説明させていただきます。

下水道施設につきましては、停電によりまして処理場あるいはポンプ場の機能が停止いたしますが、各施設に設置されました自家発電機によりまして対応が十分可能となっております。

また、汚泥の焼却設備につきましても、いったん機能停止に向かいますが、再起動機能操作によりまして、停止することなく汚泥処理が可能となります。

ただ、相当数ありますマンホールポンプ場につきましては、発電機能の設備が設置されていないものですから、停電予定地区への発電機の設置やあるいはバキュームによる吸引等の対応が必要となります。

また、雨が降りますと、その影響で一部のマンホールポンプ場があふれるということも予想されますので、その対応についても必要になってくるかと思われまます。

#### ○（建設）建設事業課長

私のほうから、道路施設に対する、計画停電の影響について説明したいと思います。

夜間か昼間かは別にしまして、道路照明に影響があるのではないかと思います。それに伴いまして、市で管理しているトンネルはフルーツ街道でございます。市道熊確本線にも道道小樽環状線のアンダーで通るトンネルがありまして、そこにも照明がついております。また、築港のマリンロードにつきましては、自動ドアとエレベーターもついております。それらの対応については、北電の詳細な情報を基に、今後、対応していきたいと考えています。

#### ○安齋委員

結構、影響は少ないのかなと思っていたのですが、汚泥処理に関してはちょっと大変な影響が出るのかなと思っております。この辺についての処理と、たぶん金額も結構な額になってくるのかなと予想するのですが、その試算などがありましたら、教えていただきたいのですが。

#### ○（水道）水処理センター所長

水処理につきましては、現場のほうで対応を検討した結果、焼却装置を停止させることなく、継続して使えることがわかりましたので、そちらのほうの試算はしてございません。

#### ○安齋委員

それならよかった、どうやってお金を出してくるのか、ちょっと考えていたのですが、それにしてもいろいろとそのときは大変だと思いますので、市民の水道の安全供給や、市民生活の安全を守るためにも御尽力いただければなと思っております。

それで、今回、北電の詳細が 7 月 2 日に出るとのことなのですが、それ以降でなければ詳しくはわかりませんと思うのですが、やはり水道がとまる部分については、回覧を回したり、いろいろ周知されると思うのですが、全国的にいろいろな問題がありますので、ホームページなり何かで小樽市の場合はこういう影響がありますとか、ここには影響ないと、そういったものの周知をしていったほうが、市民の方には少し安心というか、そういったものを与えられるのかなと思うのですが、その周知方法について、何か御検討しているものがあるかお示しただければと思うのですが。

#### ○（水道）総務課長

計画停電が実施された場合の市民への周知方法ですけれども、先ほど浄水センター所長など関係課から答弁したように、基本的には断水というようなことはございません。そういうことでは市民の皆様、お客様に御安心していただきたいと思っておりますけれども、ただ、逆に市民の方の対応、例えば水道水をくみ置きしておくこととか、例えば節水に御協力をお願いするような内容等を、北電の計画停電の詳細が示された内容みたいなものを、既にホームページに掲載されている市もございますので、それらを参考にして、その内容や周知方法等も研究して、水道局のホームページに掲載するなどの方法もありますし、お客様へ何らかの周知をしてみたいと考えています。

#### ○安齋委員

過剰な不安を与えるのは不本意ではございますけれども、そういう隠さずというわけではないですけれども、いろいろと細かい詳細を市民の方に伝えるだけで、市民の方は安心して、行政への信頼も得られると思いますので、この点、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ◎地籍調査について

最後に、地籍調査についてですが、議事録などいろいろ見ていると、検討など進めているということなのですが、まず、今現在の経過についてお聞かせいただきたい。

#### ○（建設）用地管理課長

地籍調査についての御質問ですが、現在、地籍調査につきましては、地籍調査対象地域が広く、かなり長期間を要するものですから、10年程度の計画を作成し、実施に向けた準備を今進めているところです。

また、今後の予定についてですが、現在、平成22年度から新しく国のほうでできた事業のメニューがございまして、地籍調査の作業の一部を国のほうが実施するというような事業メニューがございまして、それを活用した形で、小樽市のほうとしてはやっていきたいというふうに考えておまして、現在、その事業につきましては、国のほうに、来年度実施していただけるように要望をしているところです。本市としては、国で実施をした調査のデータの提供を国のほうから逆に受けまして、引き続きその後には本市のほうでその調査を実施していく、そういうようなことで現在のところは検討しております。

#### ○安齋委員

地籍調査について、いろいろ調べていく中で、当時行った小樽市の道路の舗装などで、道路の中心標、中心の場所を示すものの標が埋設してしまったり、位置がずれてしまったりと、そういうような現状があるということをやっと測量士に聞いたりしまして、もしそういうことが本当であれば、市民の固定資産税とか、いろいろな税金とか、すぐ財産に影響するところがございますので、この事実について、まずあるのかどうか、そして幾つ埋設してしまったりずれてしまったりしているのか、これについてお聞かせいただきたいのですが、把握していますでしょうか。

#### ○（建設）建設事業課長

道路の中心標の移動若しくは埋設、撤去されたという部分でございますけれども、過去に数件あったということは聞いております。ただ、何か所かについては把握しておりません。何か所そういう状況になっているのかという

部分については、箇所数では押さえておりません。

○安齋委員

これから地籍調査をやっていくのに、これを把握していないということは、作業にも影響してくると思うのですが、これについていかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査というのは、まず、測量の基準となる点を国で設置している三角点、そういうようなところから、近場のところに持ってくるというような作業から始まります。そして、既存の資料、例えば法務局にあるような公図、今までに測量を実施している地積測量図や、道路台帳図等、そういうような既存の資料を集めます。そして、現地にある街区の点、これは道路の中心標もその中に含まれますけれども、中心標だけではなくて既存に入っている用地境界、そういうようなところを、現況調査します。そして、その集めた資料と、現地がどのような形になっているのかということ調べて、それを調整しながら境界を決めていくというような作業です。ですから、その道路の中心標がなければ、この地籍調査ができないとか、そういうようなものではございません。

○安齋委員

そもそも中心標を埋設してしまったりとかずれてしまったりというのは、どうしてこんなことになったのか、わかる方いらっしゃいますか。

○（建設）建設事業課長

原因ということですが、道路の工事としまして考えられるのが道路全面のオーバーレイです。舗装の上になわだちが生じたものですから、それを平たん道に戻すために、その上にまた舗装をかけるときに、間違っただけで舗装の下に埋めてしまう場合がございます。また、地下埋設の関係で、後に撤去してしまっておろし忘れだとか、そういう部分もあろうかと思えます。

○安齋委員

これは、そうすると工事の管理責任ということになるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

工事自体は民間に発注してやっているとします。ただ、その中で、受注者の管理の中で、そういう既存の施設の維持保全については、それはできなくもないです。維持保全については、請け負った業者が維持保全に努めるものと考えています。

○安齋委員

それでは、これらの幾つかない部分については、工事を請け負った業者が責任を持って見つけて、もう一度埋める必要があるというお考えなのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

そういう箇所では、工事が終わった後、すぐそういうものが発見されたのであれば、復旧はさせるものだと考えております。なお、過去の古いものについては、当時の瑕疵担保がございます。

○安齋委員

済みません、もう一度お願いします。

○（建設）建設事業課長

工事の契約約款の中で、瑕疵担保があり、その中で期間を過ぎれば見逃すわけではないのですが、そういう中で請け負った業者とは協議をして、復旧させるべく話し合いは必要だと思います。

○安齋委員

必要ということは、今後していくということよろしいですか。

○（建設）建設事業課長

古いというか、平成16年以前の中心標については、座標を持っています。ただ、それは日本測地系ということで、国内の緯度経度を示してございます。平成16年以降につきましては、世界測地系に変わったものですから、緯度経度がまたちょっと違います。それで、昔持っている緯度経度の座標に基づいて新測地系で入れ直すということは誤差が生じますので、非常に難しいものがございます。

○安齋委員

この幾つ埋設してしまったのかというのを把握するということは、できないのですか。

○（建設）建設事業課長

その中心標が必要であれば、必要とされる測量業者がほとんど利用するのですが、その上において必要だという部分については、今は国土地理院で街区基準点を設けていますので、中心標にかわる部分がございます。それで、測量は足りるものと考えています。

○安齋委員

今後、地籍調査をやっていくということなのですが、そもそもこの中心標を埋めてしまったということは、行政としても認識が足りなかったのかと思うのですが、そういったことはないですか。

○（建設）建設事業課長

埋められたとなくなつたという部分について、行政の認識ということでございますけれども、行政の認識としては、行政がまず使う必要性がかなり低いというふうに考えておりますから、何となくそういう状況になつたのかなと思います。ただ、必要とされる方々、測量業者がそういった部分については、現時点ではそういう街区基準点がありますので、それにかわるものということで、新たに道路中心標が必要になれば、私ども自分で測量してもはかると、そういうことで考えています。

○安齋委員

何となく埋められたというのは、何か市民に対してあまり説明ができないと思ひまして、やはり土地を確定するためにも、そういった中心標も必要になってくるでしょうし、これから地籍調査などが始まりますから、しっかり市民の財産を守っていただきたいと思います。直せる部分は直していただきたいと思いますというのが、私の質問の趣旨でございます。

これについて御意見、御感想をいただければと思うのですがいかがですか。

○建設部関野次長

くいについては、今回は中心標ということで、安齋委員が言われておりましたが、仮に境界標というようなことで、過去の話ということでしか私もわからないのですが、私が建設部に来て、これを担当してからは、やはり質問なり、いろいろな御指摘を受けました。現在は公共の道路工事のくいばかりでなくて水道局の工事もそうなのですが、境界くいについては、もう10年ぐらいたつたのですが、設計書の仕様書の中に、きちんと取扱いについて明記することで、処置しています。確かに過去のことと言われていますが、私も建設部に来てから結構いろいろなことがあったものですから、やはりそれはいけないということで、それで今は改めてきちんとしていくと自負していますので、今の境界標のくいの重要性についても、これからは業者に対して指導をしていきたいと思ひます。ただ、くいについては昔の話なものですからよくわかっていないのですが、今後についてもそういう形で処理していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○安齋委員

最後に、済みません、今朝、ちょっと中心標がどういうものかといういろいろ勉強するのに、家の近くを歩いていたのですが、石山町と豊川町間の市道豊石線という、石山町の本通りの1本下の、1本豊川寄りのところと、市道豊川第1線という、私の実家のすぐ5メートルぐらゐ縦のところの交差点の部分なのですが、いろいろ御説

明いただくと、二つ必要なのだというふうには何かお話をいただいたのですけれども、調べてみると、埋設したりずれがあるということだったので、もう一度伺いたいと思います。この真ん中のほうに中心標が二つあるのは、これはずれてしまったのか、それとも二つ必要であるのかどうか、お聞かせください。

○（建設）建設事業課長

市道豊石線と市道豊川第 1 線の交差点の中心標がまずなぜ二つあるかという部分でございますけれども、市道同士が直線で交われば 1 か所で済みます。ただ、市道豊川第 1 線が直線で交わらないので、いびつというのはおかしいのですけれども、平行で折れているというか、そんな感じでぶつかっているものですから、市道豊石線に対して 2 か所のくいが必要だということです。

（「後で詳しく教えてやればいい」と呼ぶ者あり）

○委員長

そうだ。絵にかいたほうがわかりやすいよ。

○安齋委員

私だけがわからなかったようでありますので、後ほどもう一度御説明をいただければと思います。

いずれにしても、昔の話にそういった認識の甘さでそういうことになってしまい、市民の財産でもあると言われている中心標がなくなったりとかしてしまっていること自体は、やはり今の皆さんの責任ではないかもしれないですけれども、市職員全体の責任になると言われても仕方がないと思いますので、これからしっかり仕様にも書かれていくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

私もこれからいろいろな情報収集をして、指摘するものがあれば指摘させていただきますし、素晴らしい施策があれば、それについては大いに私も一緒に協力して進めていきたいと思いますので、今日はこれで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 25 分

再開 午後 5 時 00 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

初めに、共産党、新谷委員。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第 309 号について採択を主張し、討論をいたします。

この陳情は、御承知のとおり、住宅リフォーム助成に対する予算の増額を求めるものですが、この制度は建築関連業者の仕事確保と地域経済の活性化を目的としたものであります。予算 2,000 万円のみというのでは、期待して応募した人も外れ、せつかく登録しても仕事が来ない業者も出てくるおそれもあります。低迷している建築関連業者の仕事確保にも、地域経済活性化にも、予算の増額が必要です。建設常任委員会として勉強会を重ねて、力を合わせて提案した住宅リフォーム助成制度は、全会一致で可決し、業者や市民にも希望を与えました。それに見合うように議会として予算増額の陳情を採択し、市民や業者の負託にこたえるべきです。

詳しくは本会議で述べますが、皆さんの賛同をお願いして討論といたします。

○委員長

次に、一新小樽、安齋委員。

○安齋委員

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、採択を主張し、討論させていただきます。

他都市の事例などを見ると、やはり継続的に予算補正をつけて増額をして、それによって市内の経済効果を得ているということもありますし、継続的にこの予算を増やして貢献というわけではないのですけれども、建設業者に大いに利用してもらえるほうが、この制度自体の本来の姿といいますか、本来の経済効果をもたらせることができるのかと思っています。

もともと建設常任委員会でも補正予算を確保してほしいということを要望していましたので、今回、財源的に厳しいということでもありますが、何か細かいところを削って、それか見つけて、補正をしていただければありがたいとは思いますが、次年度以降の予算増も含めて要望として採択していただきますよう、よろしくお願いいたします。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、ただいまの決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。